

県立学校長 様

副 教 育 長

### 教職員の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

本県では、6月1日に「感染警戒期（特別警戒期間）」に移行し、社会経済活動を徐々に再開していますが、県内の感染状況は落ち着いた状況を維持しており、医療負荷も減少傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、本日（6月22日）、「感染警戒期（特別警戒期間）」から「感染警戒期」に移行されましたが、11都道府県への「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」は継続されているほか、各都道府県におけるデルタ株のスクリーニング検査による「L452R」変異株の確認は増加傾向にあるなど、県外との往来に起因する感染リスクは依然高い状況が続いています。

ついては、教職員一人ひとりが、警戒を怠ることなく、公私を問わず、県民の模範として適切な行動を取るよう、所属教職員へ確実に周知するとともに、職場における感染防止対策についても細心の注意を払うよう努めてください。

なお、知事記者会見等の内容を日々確認し、感染状況や注意事項等に応じた的確に判断し対応するよう、改めて周知してください。

#### 1 感染拡大を防ぐための行動自粛

##### ○まん延防止等重点措置地域等（緊急事態宣言地域を含む）との不要不急の出張・往来自粛【変更】

・まん延防止等重点措置地域等への出張はWeb会議の活用等での代替を検討すること。

なお、当該地域への出張を一律に禁止はしないが、各所属長が、「出張の必要性や延期の可否」、「県外訪問中の行動予定の具体的内容」を事前に確認の上、問題ないと認められた場合のみ出張を行うこと。

《やむを得ずまん延防止等重点措置地域等へ出張を行う場合の注意事項》

- ① 訪問先自治体の感染状況をよく把握し、現地の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底
- ② 帰県後、2週間は体調管理を徹底
- ③ 所属長は、出張中の行動を確認し、感染リスクの高い行動をした教職員がいた場合は、「テレワークによる在宅勤務」、「集団での打ち合わせには参加しない」などの対応を行うこと。

\*医療や冠婚葬祭等で、やむを得ず往来する場合も上記の注意事項を遵守すること。

・その他の地域への出張・往来については、細心の注意を払うこと。

## ○会食の注意【変更】

- ・会食は 20 人以下
- ・感染リスクの高い行動のない人と。

### 【感染リスクの高い行動例】

- ・緊急事態宣言地域等で、繁華街等の混雑した施設を利用
- ・県外との往来がなくとも、頻繁に3密の場に出入りする など

- ・不特定多数が集まる大規模な集い等は開催しない、参加しない。
- ・長時間の飲食は避け、大声を出さない。羽目を外さない。

### 《会食に関するチェックポイント》

- ① 店側の感染対策ができていることを確認
- ② 参加者の2週間以内の行動歴を確認
- ③ 当日の体調不良者がいないことを確認

\*行動歴等の確認をした上で職場での会食を行う場合は、管理職全員が同時に出席することも可能とする。

\*特に、県職員の会食に関しては、県民から厳しい目が向けられており、上記ルールを逸脱した会食を行った者については、態様に応じて厳正に対処するので、十分留意すること。

## ○感染回避行動の徹底【変更】

- ・体調に異変を感じた場合、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診する。
- ・家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- ・基本的な感染対策の徹底（マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効）

○温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設を利用する場合は、混雑を避け、十分に注意して利用【継続】

## ○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

- ① 飲食を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり

## 2 職場における感染防止対策

「新型コロナウイルスの職場内における感染防止対策の徹底について」（令和3年4月9日付け3教総（厚）第30号副教育長通知）により通知した感染防止対策を徹底すること。

特に、公共交通機関利用者の時差出勤や、テレワークによる在宅勤務の積極的な活用により職場に滞在する教職員の数を分散するほか、県内での会議等についてもWeb会議等を積極的に活用するなど、接触機会の低減を図ること。

また、各所属においては、所属教職員が濃厚接触者に該当した場合に備え、次のとおり対応すること。

- 体調不良を感じた場合は、所属に報告のうえ、速やかにかかりつけ医に相談する。
- 濃厚接触者に該当した場合は、必ず申し出る。
- 連絡方法（誰に連絡するのか）を確認しておく。
- 自宅待機中に、業務に支障が生じないように、業務執行体制を構築しておく（テレワークによる在宅勤務など）。

\* 県内の変異株事例から、有症状者が多いとされています。職場での感染の広がりを防ぐというリスクマネジメントの観点から、管理職は、所属教職員の日々の健康状態を把握し、発熱だけではなく、咳、喉の痛み、倦怠感などの症状（一時的な症状を含む。）のある教職員が職場内に複数いる場合は、必ず早期の受診を促すこと。その際、必ずしも同一の症状であるとは限らないことに注意すること。